

設 計 書

参考数量

業 務 名 : 太郎原取水場1系沈砂池浚渫業務委託

業 務 場 所 : 太郎原町 太郎原取水場

業 務 期 間 : 契約日の翌日より令和6年3月25日まで

業 務 概 要 : 本業務は、沈砂池の底に堆積した土砂を定期的に浚渫し、取水場内の天日乾燥施設に搬出を行うものです。

・1系沈砂池浚渫業務委託

1式

設 計 部 課 名 : 久留米市企業局上下水道部浄水管理センター

設計金額

名称 / 規格	数量	単位	単価	金額	摘要
A. 直接業務費					
1系沈砂池浚渫業務	1	式			第1号内訳書
計					
B. 間接業務費					
共通仮設費	1	式			
現場管理費	1	式			
一般管理費等	1	式			
計					
C. 業務価格					
D. 消費税相当額					
E. 本業務費					

第1号明細書

沈砂池及びポンプ井内浚渫作業

久留米市企業局

P3

名 称	内 容	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
特殊強力吸引車	2 台	9	日			オペレータ共
高压洗浄車		9	日			
重機費	4 tトラック	1	台			オペレータ共
労務費	土木一般世話役	10	人			
労務費	特殊作業員	27	人			
労務費	普通作業員	13	人			
建設機械賃借料	発電機25KVA×1台	12	日			
建設機械賃借料	サンドポンプ5.5KW×2台	12	日			
小計						

太郎原取水場1系沈砂池浚渫業務委託

特記仕様書

第1章 総則

(適用)

第1条 本仕様書は太郎原取水場1系沈砂池浚渫業務委託に適用するものとし、本仕様書・図面により業務を行うものとする。

(業務委託の場所)

第2条 本業務の履行場所は久留米市太郎原町の太郎原取水場内とする。

(施工内容)

第3条 本業務の施工内容は次のとおりとする。

1. 締切排水工、水中サンドポンプの設置、運転
2. 1系沈砂池及びポンプ井内の堆積土砂の除去作業
3. 天日乾燥施設への搬出作業
4. その他洗浄、清掃

(作業工程)

第4条 本業務の対象施設は現在稼働中の施設であり、施工にあたっては監督職員と協議を行い、施設の稼働に影響が出ないように、作業計画を立案すること。また期間中故障の連絡があった場合は速やかに技術員を派遣し、正常に作動するように対処するものとする。

(軽微な変更)

第5条 設計書及び仕様書に定める範囲内での軽微な変更または業務施工上当然必要なものについては監督職員と受託者において協議の上施工するものとする。

(施設の損傷)

第6条 受託者は施工にあたり、施設に損傷を与えないよう十分注意して施工しなければならない。損傷を及ぼした場合は、受託者の負担で原形に復旧すること。

(暴力団排除に関する事項)

第7条 受託者は、当該業務の履行に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 暴力団等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。
- (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。

(暴力団排除に係る協力業者との契約に関する事項)

第8条 受託者は、当該業務を履行するにあたり、協力業者と契約を締結するときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 協力業者(二次以降の契約を含む)と契約を締結するときは、その相手として暴力団等と関係のある業者を選定してはならない。なお違反した場合は、指名停止措置及び協力業者との契約の解除を求める場合もあること。
- (2) 協力業者と契約を締結するときは、受託者は、協力業者から「誓約書(協力業者用)」を提出させ、その写しを監督員へ提出すること

(提出書類)

第9条 施工に際し次の書類を提出し、その承認を得なければならない。

- (1) 着手届
- (2) 工程表
- (3) 施工計画書
- (4) 管理写真
- (5) 完了届
- (6) その他監督職員が指示するもの

(安全一般)

第10条 点検実施期間中は、労働災害防止のため、安全衛生管理体制を整備し、安全衛生及び公害防止に関する法規並びに監督職員の指示事項を守るものとする。

(疑義の委任)

第11条 本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合または仕様書の定めのない業務については監督職員と協議の上、施工するものとする。

(契約期間)

第12条 契約締結の翌日より令和6年3月25日までとする。

第2章 施工管理

(現場着手)

第1条 業務着手は原則として1週間前に監督職員と協議を行なうものとする。

(技術基準)

第2条 業務管理の施工に際しては監督職員と協議の上施工するものとする。

(施工手順)

第3条 業務の手順としては次のとおりとする。

- (1) 止水ゲート締切及び 水中サンドポンプの設置作業
- (2) 沈砂池及びポンプ井内浚渫作業
 - ① 受託者は 水中サンドポンプを起動させ、沈砂池内の排水を行なう。
 - ② 受託者は強力吸引車※で除砂作業を開始する。満水になった強力吸引車は天日乾燥施設へ土砂を排出すること。
※本業務で使用する吸引車は強力吸引車(規格:8T以上)を使用すること。
- (3) 沈砂池清掃後下検査
 - ① 沈砂池内を高圧洗浄で清掃行なう。
 - ② 企業局職員と受託者は沈砂池及びポンプ井内の下検査を行なう。
 - ③ 検査後止水ゲート開け取水を開始する。

■本業務は、施設を停止し作業を行うため、現場作業期間に制約がある。

現場作業期間は2月中旬以降で2週間程度を見込んでいる。

詳細な作業可能時期は発注者と協議すること。

第3章 安全管理

(安全一般)

第1条 業務の安全に留意して現場管理を行い災害防止に努めるものとする。

- ① 作業前は必ず酸素濃度を測定し、作業中は換気ファンを設置して、沈砂池内の通気を確保すること。
- ② 作業中は人身事故・物損が無きよう細心の注意を払うこと。

(事故処理及び報告義務)

第2条 業務実施に関連して事故が発生したときは、応急措置を講ずると共に事故発生の原因、経過及び被害の内容等について直ちに監督職員に報告しなければならない。

(整理整頓)

第3条 業務施工中に於いても機械器具等はその都度整理し、常に整理整頓し施工するものとする。また土砂運搬中に当たっては、道路面の清掃を行なうものとする。

(後片付け)

第4条 業務の完了と同時に早やかに不要材料や仮設物を搬出して清掃するものとする。

(健康診断)

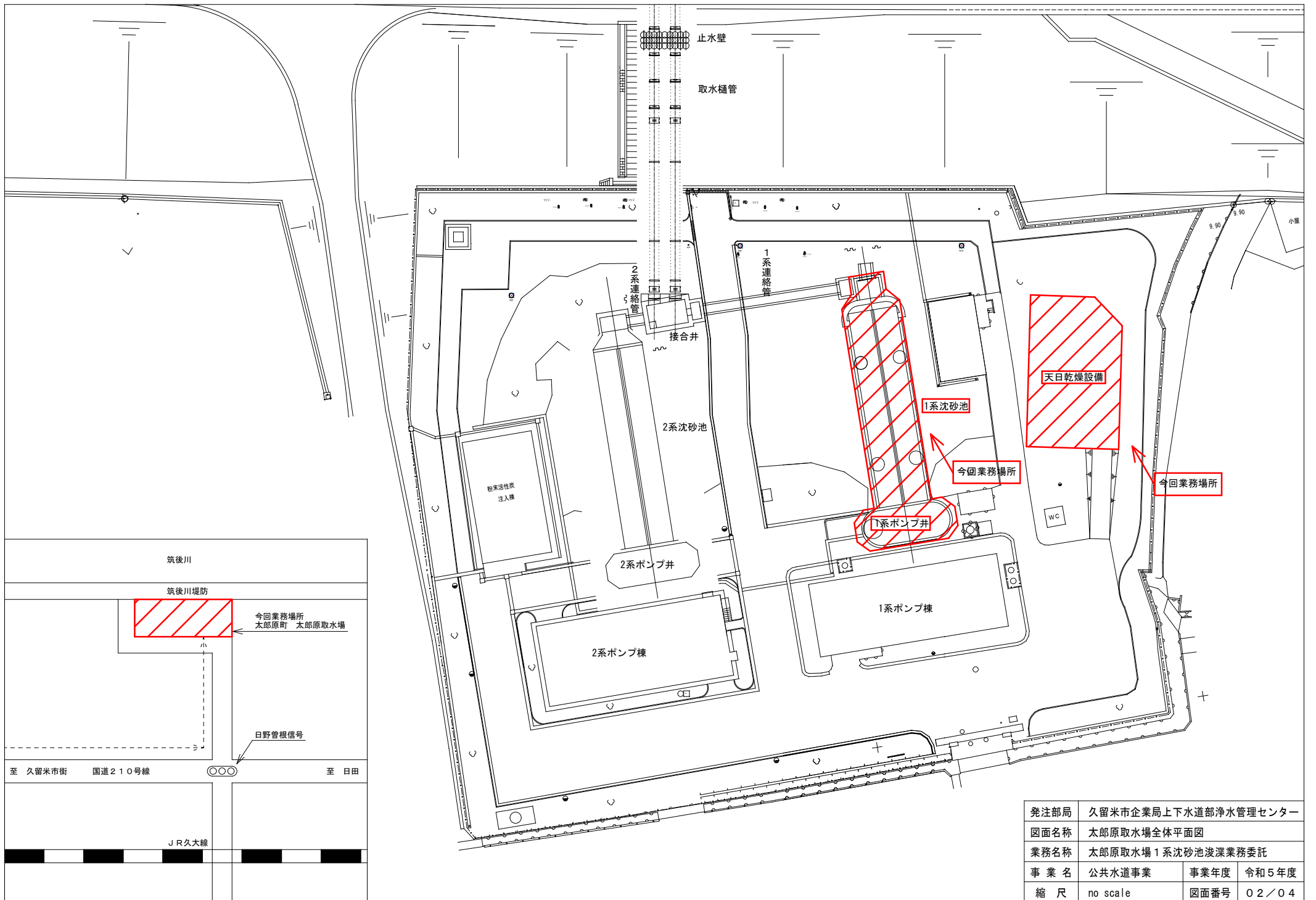
第5条 業務の箇所が重要な水道施設であることを認識して、衛生上の必要な処置をとるものとする。をとるものとする。また、水道法第21条及び水道法施行規則第16条に基づき業務実施前に技術員(作業員)の検便検査を実施し、健康状態について報告すること。
検査項目は赤痢菌、腸チフス、パラチフス菌、腸管出血性大腸菌O157及びサルモネラ菌の5項のルモネラ菌の5項の検査結果報告書を提出すること。

太郎原取水場 1 系沈砂池浚渫業務委託

図面リスト

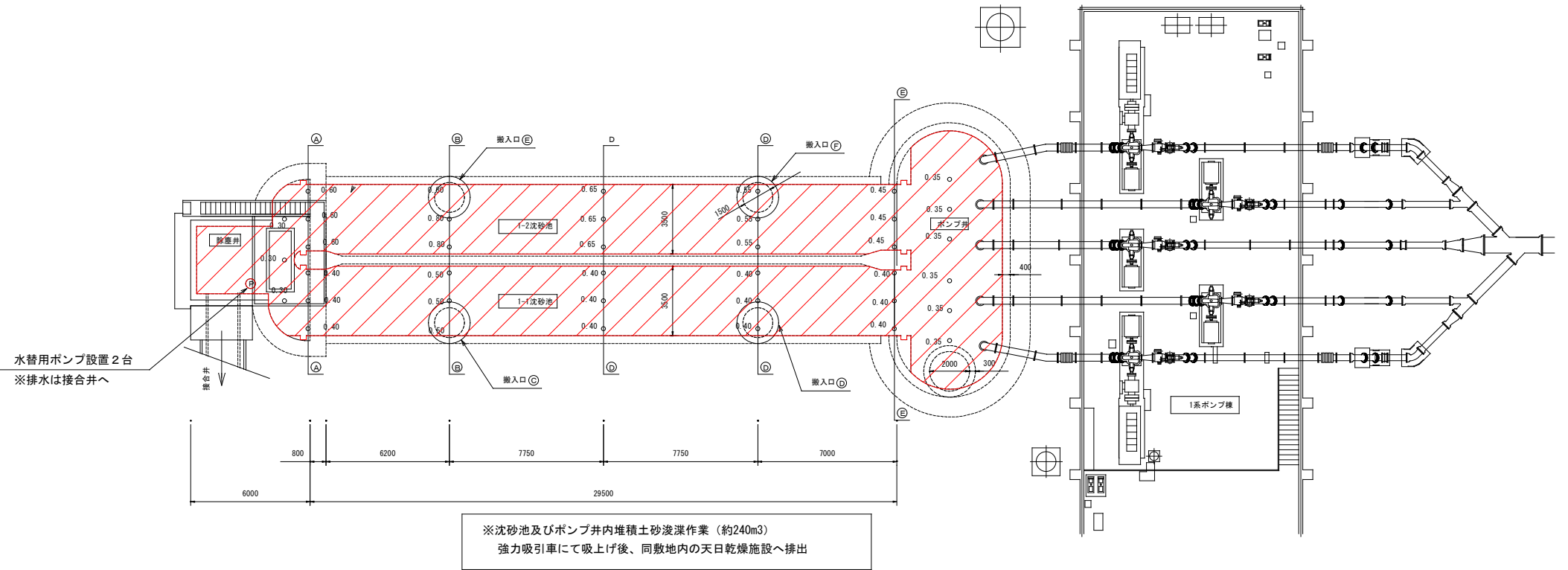
図面番号	図面名称
01/04	図面リスト
02/04	太郎原取水場全体平面図
03/04	1系沈砂池平面図
04/04	1系沈砂池断面図

発注部局	久留米市企業局上下水道部浄水管理センター		
図面名称	図面リスト		
業務名称	太郎原取水場 1 系沈砂池浚渫業務委託		
事業名	公共水道事業	事業年度	令和5年度
縮尺	no scale	図面番号	01/04



← 北

南 →



水替用ポンプ設置2台
※排水は接合井へ

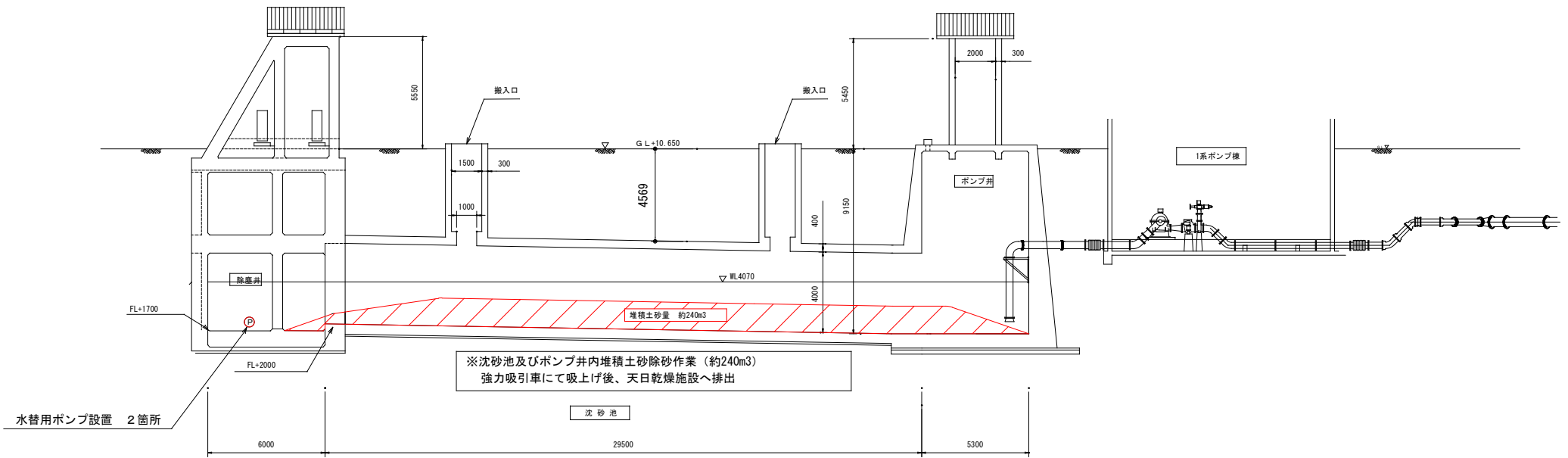
注記

土砂堆積量 約240m³ は過去実績に基づく推定量であり、水を含む
天日乾燥施設への移送量による設計変更は行わない。

発注部局	久留米市企業局上下水道部浄水管理センター		
図面名称	1系沈砂池平面図		
業務名称	太郎原取水場 1系沈砂池浚渫業務委託		
事業名	公共水道事業	事業年度	令和5年度
縮尺	no scale	図面番号	03/04

← 北

南 →



注記

土砂堆積量 約240m3 は過去実績に基づく推定量であり、水を含む天日乾燥施設への移送量による設計変更は行わない。

発注部局	久留米市企業局上下水道部浄水管理センター		
図面名称	1系沈砂池断面図		
業務名称	太郎原取水場 1系沈砂池浚渫業務委託		
事業名	公共水道事業	事業年度	令和5年度
縮尺	no scale	図面番号	04/04